

質 疑 応 答 書

件名 仙台市高速鉄道南北線電力需給（契約電力6,700キロワット）

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

質問事項		整理番号	回	答
①	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。			記入日をご記載下さい。
②	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないのでしょうか。			自家発補給電力は契約していません。
③	現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）			仕様書と実契約に相違はありませんが、万が一相違がある場合は、落札後に協議いたします。
④	現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えてください。また、最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。			現在の契約電力は 6,700kW です。 長町南変電所の長期停止期間を除いた直近 12 か月分の最大需要電力は仕様書の通りです。 予定はありません。
⑤	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。			通常はないものと想定しておりますが、万が一、契約開始時に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、落札者と契約電力の変更について協議させていただきます。
⑥	最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。			契約書のとおりです。
⑦	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。			承知しました。

⑧	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	承知しました。
⑨	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
⑩	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
⑪	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	承知しました。
⑫	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。
⑬	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 $(基本料金単価 \times 契約電力) + 力率割引・割増相当額$ となりますがよろしいでしょうか。	落札決定後に協議します。
⑭	自動検針装置はついていきますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置はついております。
⑮	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議します。
⑯	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	割印、ホッチキス留めなどは指定はありません。
⑰	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整額については電力需給契約書(案)第9条の通りです。
⑱	“弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。”	協議します。
⑲	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	不可とします。⑰のとおりとします。

②0	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定する予定です。開札日に確認できない場合の確認可能時期は、現時点では回答できかねます。
②1	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
②2	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
②3	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	不可とします。
②4	【市場連動プランでの応札を許可いただける場合】 市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが問題ないでしょうか。	
②5	【市場連動プランでの応札を許可いただける場合】 内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。	
②6	【市場連動プランでの応札を許可いただける場合】 従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はありますか。指定がある場合は、期間中の30分値の使用データをご共有いただけますか。	
②7	入札書はペンまたはボールペンを使用とございますが、印字したもので問題ございませんでしょうか。	印字可です。
②8	入札時の必要書類等（持参の場合）に、見積書の記載がございますが、郵送で入札に参加する場合は不要でしょうか。また、落札後に見積書の提出が必要になりますでしょうか。	見積書は、入札が不調となり、その場で見積合せを行う場合に必要となる書類です。したがって、郵送で入札に参加する場合には提出不要です。また、落札後に見積書を提出する必要もありません。
②9	上項について、落札後、見積書など提出が必要な場合、提出期限および提出方法（メール、原本郵送等）についてご教示ください。また、指定された提出期日での対応が難しい場合、期日について協議可能でしょうか。	同上
③0	別紙1の検針方法について、自動検針装置または目視記録とございますが、自動検針装置がある場合は、自動検針で計量するという認識で間違いございませんでしょうか。特別な事情により自動検針ができないなど、イレギュラーのある地点はございますか。	現在ありません。

③①	内訳書の記載方法について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。	ご認識の通りです。
③②	各施設の供給地点特定番号をご教示ください。	※ 1 に記載
③③	請求時には各供給場所ごとに請求書を発行するのではなく、まとめた 1 枚の請求書の発行が必要となりますでしょうか。各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	必要です。 個別の請求書についてはマイページでの確認対応で問題ありません。
③④	発行する請求書は契約電力 6,700 kW で各変電所 4 施設の使用電力量を合計した使用電力量で料金の算定が必要ということでしょうか。	4 変電所の合計使用電力量から料金を算定する必要があります。
③⑤	総合契約の契約電力はどのようにして決定するものかご教示ください。	4 変電所合成最大需要電力で決定します。

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

※1… 各施設の供給地点特定番号は以下のとおりです。
 八乙女変電所 02-1204-7089-1124-0450-0001
 北仙台変電所 02-1203-2985-1086-3030-0001
 土樋変電所 02-1204-8328-1048-0980-0001
 長町南変電所 02-1204-1840-1026-4700-0001

質 疑 応 答 書

件名 仙台市高速鉄道南北線電力需給（契約電力 6,700 キロワット）

※回答は、入札説明書本編の 7（2）により行います。

質 問 事 項		整理番号					
質 問 事 項		回 答					
	①電力需給契約書（案）第 10 条（契約単価の変更）について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更いただけますか。入念確認としてお伺いするものです。	電力需給契約書第10条に基づき、変更について協議いたします。					
	②電力需給契約書（案）第 11 条 4 項について延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年 10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。	契約書のとおりです。					

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

質 疑 応 答 書

件名 仙台市高速鉄道南北線電力需給（契約電力 6,700 キロワット）

※回答は、入札説明書本編の 7（2）により行います。

質 問 事 項		整理番号					
		回 答					
	燃料費調整のない固定プランでも応札させていただくことは可能でしょうか？	不可とします。					
	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料調整の仕組みを導入しておらず固定での料金プランとさせていただいております。						
	契約期間中の燃料市況等の高騰があった場合でも弊社から値上げをお願いすることはございません						
	また、政府による割引（激変緩和措置が発生した際には、適宜、適切な額を請求額に適用させていただきます。						

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。